

令和8年8月 25 日
記者発表資料
(県政・厚木記者クラブ同時発表)

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく引取業者に対する登録取消処分について

県は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）に基づき、株式会社金田商会に対し、令和8年8月 25 日付けで次のとおり登録取消しの処分を行いました。

1 被処分者

名 称 株式会社金田商会
代表者 代表取締役 エンダルテンネ・ゲダラ・アブドゥル・マジード・モハメッド・ファイザル
所在地 神奈川県厚木市三田2553-1

2 登録の内容

業の区分 引取業
登録番号 20141011424
登録年月日 令和7年9月16日

3 処分内容

引取業の登録取消し

4 処分年月日

令和8年8月25日

5 処分理由

株式会社金田商会及びその役員は、法第60条の規定に違反したことにより、令和8年3月19日に小田原簡易裁判所において罰金刑の略式命令を受け、同年4月3日に刑が確定し、その刑の執行が終了してから2年を経過していない。
このことは、法で規定する登録の欠格要件に該当するため。

6 根拠条文

法第51条第3号、法第45条第1項第2号及び同項7号

問合せ先

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課
課長 松本 電話 045-210-4170
調整グループ 神保 電話 045-210-4147
神奈川県県央地域県政総合センター
環境部長 矢板 電話 046-224-1111(内線 2200)
環境調整課長 丹羽 電話 046-224-1111(内線 2210)